

行田市 遊休農地等有効活用事業補助金

市内における遊休農地等の解消を図るため、当該農地の有効活用に取り組む農業者を支援します。

補助の内容

市内の遊休農地または耕作放棄地を耕作地として再生し、当該農地において継続的に農作物を作付する農業者のみなさまへ

10a当たり 5万円（千円未満切り捨て） の補助金を交付します。

補助金の対象

■対象者（申請者）

農業者または農業法人、集落営農組織

■対象農地

農業委員会が実施する利用状況調査により遊休農地（1号・2号）と判定された農地または耕作放棄地

1号遊休農地

緑区分 草取りやトラクターによる耕転作業等により、直ちに耕作することが可能となる農地

黄区分 荒廃が進んでいるが、重機による樹木の伐採や伐根等により、耕作することが可能となる農地

2号遊休農地

1号農地に該当せず、農業上の利用の程度が周辺地域の農地と比べて、著しく劣っていると認められる農地

耕作放棄地

過去1年作付けせず、今後作付する意思がなく、管理されていない農地

■対象要件

①農地の所有者と農地中間管理機構を介した権利設定を行い、再生作業（障害物の除去、耕転作業等）により農地を耕作可能な状態に復元すること

②復元した農地が再び遊休農地等とならないよう当該権利設定期間は農地の保全をすること

※農地中間管理機構を介した権利設定について、貸借期間は原則6年以上となっております。

※事業を実施する遊休農地等について、1箇所ごとに1回限りの交付となります。

<問い合わせ先>

行田市役所環境経済部農政課 TEL:048-580-3013

裏面も
ご覧下さい

手続きの流れ

各様式は市ホームページよりダウンロードできます。



申請者

■交付申請

農政課に申請書一式を提出してください。

※申請前に必ず農地中間管理事業の相談票を提出してください。

市

■交付決定

書類を審査し、『交付決定通知書』を送付します。

申請者

■事業実施

交付決定後に作業を行ってください。

■完了報告・補助金請求

作業完了後すみやかに提出してください。

市

■交付確定・補助金交付

『交付確定通知書』を送付し、補助金を指定の口座に振り込みます。

よくある質問

Q 1

支所の窓口や郵送でも書類は受け付けてもらえますか？

A 1

書類の確認等がありますので、やむを得ない状況を除き、市農政課の窓口へ直接お持ちください。

Q 2

補助金の申請をする前に作業してしまっても問題ないですか？

A 2

作業する前に必ず申請いただくようお願いします。
また、申請後であっても、交付決定前に作業を開始した場合は補助金を交付できませんので、ご留意ください。

Q 3

権利設定期間内に再び遊休農地等となってしまった場合はどうなりますか？

A 3

やむを得ない場合を除き、補助金を返還していただきます。

交付申請に必要な書類

- ①交付申請書
- ②位置図(住宅地図の写し等)
- ③事業実施前の現況写真
(申請地全体がわかるもの)
- ④市税完納証明書

※その他、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。

完了報告・補助金請求に必要な書類

- ①完了報告書
- ②事業完了後の写真
- ③作業日誌(任意様式)
- ④補助金請求書

※その他、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。